“農地・水・環境保全”
水土里のネットワーク通信

第135号
2021．9．1発行
島根県農地･水･環境保全協議会

しまねの農業農村によせて

島根県農林水産部農地整備課
課長　　竹中一行

まず初めに、７月及び８月の大雨、台風により尊い命が失われた方々のご冥福を心よりお祈りいたします。また、被災された方々に対し、お見舞い申し上げます。

これまで自然からの大いなる恵みを受けてきましたが、経済効率性を追求し過ぎた人類への警鐘なのでしょうか。いずれにしても、これ以上の自然災害の脅威が牙をむくことがないように切に願うばかりです。

さて、私は農林水産省から島根県に出向してきてから、早１年半ほどの月日が過ぎようとしています。着任当初は、美しい大きな宍道湖が柔らかい夕日を受けた、自然の繊細な美しさに心を奪われましたが、最近では、山と山の間のどこの谷にも田んぼが綺麗に大きな美土里の階段のように繋がっている「人の営みと自然との美しい調和」に驚きを隠せません。

その理由については、「神々の国の首都」として、八百万の神々のため、出雲路を美しく保ちたいという皆様の想いが形となって表れではないか、または、古来から美しい風景を見て育った皆様の「美」意識が脈々と受け継がれているからではないかと想像していますが、任期中には解き明かしたいと考えています。

そのような想いがあっても、度重なる災害復旧に苦労を強いられていることと存じます。被災した農地や農業用施設の復旧額が４０万円以上の場合は、国の補助を受け、災害復旧事業を実施可能です。小規模な被害の場合においては、多面的機能支払交付金を活用することもできます。市町村または県にご相談頂ければと思います。

私も微力ではございますが、早期の復旧に向けて最大限の努力をしていき、皆様とともに本県の自然との美しい調和を維持していきたいと考えています。

「しまねの農村景観フォトコンテスト」より

活動事例紹介

私たちの地域・農地を守ろう「草刈隊」発足

新庄地域資源保全会(松江市)

私たち新庄地域資源保全会の対象農用地は、平成 30 年度から「農地中間管理機構関連農地整備事業」が始まり、ただいま「ほ場整備の真最中」です。

このほ場整備事業に合わせて、令和２年に地域の担い手として「農事組合法人にこにこファーム新庄」が設立され、新庄地域資源保全会の構成員として活動に参加しています。「農事組合法人にこにこファーム新庄」は、今春が作付け２年目となりました。

新ほ場で１２町４反、他の地域で約２町歩の水稲、その他玉ねぎ、南瓜、蕎麦を約２町歩栽培しております。

今後の課題として、ほ場整備面積は年々増加するとともに畦畔等の急峻な法面草刈り面積も増え、高齢組合員の大きな労働力負担、大きな事故が懸念されます。

そこで、今年６月、草が伸びる時期に合わせて活力ある現役若手を中心とした「草刈隊」を発足させ、専門的に作業を行っております。

これまで色々な作業を各班体制で運用していましたが、各班の中の若い人を中心に草刈り班体制を組み、５月から 10 月の毎週末に草刈隊として活躍しております。(各班 4～5 名で延べ 8 班体制)昨年は、作付け初年度もあり、他の作業に手間取られ思うように草刈り作業が進まなかったので、「今年は安心だ」とある幹部が喜んでおりました。

隊長以下連携を密にして、事故のないよう長期にわたり活躍してほしいものと願っています。そして、地域や営農組合を牽引していく存在になりますように。

(農)にこにこファーム新庄
門　脇　　豊

R3.5.30 山崎堤草刈り

R3.6.6 農道等草刈り

「農業農村政策説明会」及び「ルーラル・ミーティング in しまね」について

令和３年１１月６日から１１月７日に予定していました「農業農村政策説明会」及び「ルーラル・ミーティング in しまね」につきまして、今回案内を同封する事としていましたが、県内のコロナ感染症の状況により見合わせる可能性がありますので今回は同封しておりません。ご容赦ください。

異常気象後の応急措置（農地維持支払）

異常気象後の見回りの結果、農用地、水路、農道等及び関連施設に障害が生じている場合は、各施設の機能が維持できるように応急措置を行うことができます。

※堆積した土砂・流木の撤去など

（被害が大きい場合は、災害復旧事業の対象となりますので市町村へご相談ください。）

大雨により水路に堆積した土砂の撤去
（外注も可能）

ようこそ相談室へ

畦畔法面への小段設置について

Q　法面が長い畦畔の草刈りに大変苦労しています。法面中途に小段が設置できる活動はありませんか？

A　長寿命化活動で 101 **農地に係る施設の更新等**の中の**「草刈り用の小段設置」**で実施できます。

Q　共同活動では実施できませんか？

A　農村環境保全活動の「景観形成・生活環境保全」の 46 **施設等の定期的な巡回点検・清掃**で小段設置が可能です。

また、多面的機能の増進を図る活動の 56 **農村環境保全活動の幅広い展開**の**「高度な保全活動」**の**「持続的な畦畔管理」**として実施できます。

活動組織の皆さんへ

多面的機能支払制度では、年度内の活動や交付金の使途を市町村へ報告するため、実施状況報告書、活動記録、金銭出納簿等の書類の作成が必要です。

書類を作成する方法として

■国の Excel 様式を使う

■島根県独自で開発した「事務支援システム助さん」を使う（約 320 組織が使用）

■水土里ネット島根に事務を委託する（約 90 組織が委託）

３つの方法があります。

組織の実情に応じた方法で、書類の作成をお願いします。

国の Excel 様式は、協議会ホームページからダウンロードできます。「助さん」、「事務委託」については、協議会事務局　深田までお問い合わせください。　（TEL0852-32-4141）

★９・１０月の予定★

１０月下旬～１１月上旬予定	中国四国農政局抽出検査（美郷町・大田市・江津市）

共同活動時の安全管理について

活動作業中における事故が、全国的に例年より多く発生しており、1件の死亡事故も発生しています。

活動前の危険個所の確認や複数人での作業、ヘルメットなどの安全装備の着用、重機や草刈り機等の適切な使用など、事故防止に細心の注意を払うようお願いします。

また、万一に備えて、活動中の事故に対応した傷害保険の加入をご検討ください。(交付金から支払いが可能です。)

急な斜面等で活動をされる場合は、怪我のないよう無理をなさらず作業を行ってください。

加えて、作業中の水分補給、十分な休憩時間の確保など熱中症対策も忘れず行ってください。

「共同活動の安全のしおり」(ネットワーク128号同封)を参考に作業前に安全対策の確認をお願いします。

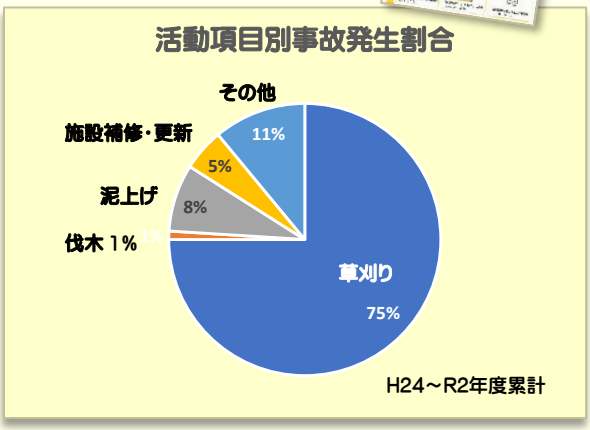

※作業中に事故が発生した場合は、市町村担当者に連絡をしてください。

～多面的機能支払交付金に関することは～

◆島根県農地・水・環境保全協議会
〔事務局〕水土里ネット島根
Tel 0852-32-4141　Fax 0852-24-0848
http://www.nouchimizu-shimane.jp

◆島根県農林水産部農林水産総務課　農山漁村振興室　Tel 0852-22-5119
http://www.pref.shimane.lg.jp/industry/norin/nougyo/kojo_taisaku/

◆又は最寄りの各市町村担当課までお問合わせ下さい。

小田環境保全組合（江津市）

全国の活動組織の事例はこちらから

多面事例	検索

「農村ふるさと通信」はこちらから

農村ふるさと	検索